

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年8月4日
事業者の氏名又は名称	木村重機有限会社(法人番号7500002002276)(代表者 木村公一)
事業者の所在地	愛媛県松山市保免中2丁目3-16
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市保免中2丁目3-16
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第11条、第17条第1項、第4項、第24条の3
違反行為の概要	<p>令和元年5月29日及び同年同月30日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、14件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所の掲示事項が不適切であったこと(貨物自動車運送事業法第11条) (2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (5)運転者の乗務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (6)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (7)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (8)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項) (10)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項) (11)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項) (12)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第15条) (13)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項) (14)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(安全規則第2条の8)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年8月5日
事業者の氏名又は名称	丸進運輸株式会社(法人番号5140001078950)(代表者 半田静夫)
事業者の所在地	兵庫県伊丹市森本8-104
営業所の名称	四国営業所
営業所の所在地	香川県高松市川部町字宮本1363-6
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和2年2月20日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年8月17日
事業者の氏名又は名称	北川直樹(フードライン)(代表者 北川直樹)
事業者の所在地	高知県高知市鴨部1034-7
営業所の名称	本店営業所
営業所の所在地	高知県高知市鴨部1丁目19-35
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項第1号、第4項、第60条第1項、道路運送法第95条
違反行為の概要	<p>令和2年2月4日及び同年同月10日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号) (2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (3)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (5)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項) (6)氏名、名称又は記号を車体に表示していなかったこと(道路運送法施行規則第65条)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年8月21日
事業者の氏名又は名称	四国物流株式会社(法人番号8480001006148)(代表者 矢野亮三)
事業者の所在地	徳島県鳴門市撫養町木津字萱谷1336-1
営業所の名称	松茂営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡松茂町広島字南川向52-8
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和2年6月15日及び同年同月25日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項) (3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (4)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年8月27日
事業者の氏名又は名称	四国輸送株式会社(法人番号9470001009019)(代表者 宮本昌尚)
事業者の所在地	香川県坂出市白金町3-1-22
営業所の名称	高知営業所
営業所の所在地	高知県南国市左右山字トドロ谷593-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
違反行為の概要	<p>令和2年7月17日、道路管理者等からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。